

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

本案は、「国民健康保険法」の一部改正に伴い被保険者証の交付等に関する規定を削除するほか、急患等の被保険者に係る保険料の徴収猶予の期間を改めるものです。

【条例改正の背景】

国民健康保険法の一部改正を含む行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、現行の健康保険証の発行は、令和6年12月2日に終了し、マイナンバーカードでの健康保険証の利用を基本とした仕組みに移行されます。

また、急患等として医療機関等を受診した国民健康保険の被保険者に係る保険料の徴収猶予の期間を最長で1年間とする取扱いが国から示されました。

これらを踏まえ、条例を改正します。

【条例改正の内容】

- ①国民健康保険の被保険者証の交付等に関する規定を削除します。
- ②国民健康保険の保険料の納付義務者のうち、急患等として医療機関等を受診したものについて、最長1年間（※現行は、最長6か月間）保険料を徴収猶予することができることとします。
- ③その他規定の整備

【施行期日】

- ①及び③については、令和6年12月2日
- ②については、公布の日